

令和7年第3回平取町議会定例会（開 会 午前 9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は、9名であり、定足数に達していますので会議は成立いたします。ただいまより、令和7年第3回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により7番萱野議員と8番千葉議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、2月28日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告をお願いいたします。3番松澤議員。

3番
松澤議員

本日招集されました、令和7年第3回町議会定例会の議会運営等につきまして、2月28日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日3月5日から3月13日までの9日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りお願いします。

高山議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月5日から3月13日までの9日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月5日から3月13日までの9日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、令和6年11月分、12月分及び令和7年1月分の出納検査の結果報告、並びに財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査結果報告があり、その報告書の写しをお手元に配布しております。次に、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しております。次に閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。町より行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。教育長。

教育長

おはようございます。令和6年12月定例議会以降における諸般の教育行政について、報告いたします。1点目ですが、「町内の小中学校の状況」についてであります。お手元の資料を見ながらご説明いたします。12月20日に中学校、26日に小学校の終業式が行われ冬休みに入っております。冬休み中は事故等もなく1月15日から21日に中学校、小学校の始業式が行われております。1月、2月にかけましては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等が流行し、学校・学年閉鎖等の措置を行った学校もありましたが、感染は拡大す

ることなく、最小限で収まり、学校を再開させることができました。1月中旬から私立高校や公立高校推薦等の入学試験が始まり、昨日、それから今日、公立高等学校の一般入試が行われております。平取高校の出願者は、地元・内外から22名となっております。3月に入り、各学校では卒業生を送る会などが実施され、3月14日には中学校で、3月19日からは各小学校で順次卒業式が行われます。2点目の令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣の状況を把握し、体育・健康に関する改善と指導を図るものとなっており、小学校5年生、中学校2年生が対象となって実施しました。調査結果では、小学生男女とも、上位層の割合が全国に比べ高い状況、また中学生は、平均値よりやや低い状況になっています。平取町としては、今後も、体育専科教員を活用した指導体制の充実と、ICT活用等による体育の授業改善を推進や、栄養教諭による定期的な指導及び食育の推進などを考えて進めていきます。次に3点目、いじめ問題に関する児童生徒の実態調査結果についてであります。北海道教育委員会が年2回行っています調査の中で、直近のものとして、昨年11月におけるアンケート調査の結果になりますが、町内小中学校児童生徒323名の回答状況となっております。4月から、「いやな思いをしたことがあるか」との問いに対して、「ある」と答えたものは60件であり、内容は様々ですが、その回答を重く捉え、学校は早期に担任が中心となり、関係する児童生徒への聞き取りを行い、保護者とともに内容を共有し協力するなどして、現在は解決したと報告を受けております。いじめは、「からかい」や「いじり」ささいなことから、重大な事案になることもありますので、今後も学校では、注意深く子どもたちの関係や状況を見守るとともに、「いじめは絶対許されない行為である」ということを、児童生徒に指導していくよう学校に指示しております。また、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーが訪問する際には、子どもたちの悩みや相談を受けながら、子ども同士の関係性を把握するとともに、教職員や保護者とも信頼関係を深め連携し、いじめ防止に向けた取り組みを進めております。続いて4点目の体罰に関する実態把握調査結果であります。今年1月に小中学校7校の教員、小学校では保護者、中学校では生徒及び保護者に対してアンケート調査を配布し、回収については、調査票またはウェブで行い、回答内容の点検、確認作業を終えたところであります。回答状況につきましては、保護者から「児童を指導する場面で、教師が不適切な言葉を使った」との回答が1件ありましたので、校長から教師に対して聞き取りを行い、事実であったことを確認しましたので、指導をしたところです。今後も、学校において、児童生徒に対する言葉を含めた、体罰防止に向け、共通認識を教職員間で図ることの徹底に努めてまいります。次に5点目の令和6年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施について報告を申し上げます。本年における教育奨励表彰については、1月27日開催の教育委員会会議において、被表彰者を決定し、去る2月18日に表彰授与式を実施したところであります。被表

彰者につきましては、先月イタリアで開催されたワールド・ユニバーシティゲームズ冬季競技大会の男子ビックエアで優勝・世界一の快挙を成し遂げた藤谷瞭至さんをはじめ、スポーツ奨励5名、芸術文化奨励5名となっております。表彰に関わる実績の内容等については別紙の記載になっておりますので、説明は省略させていただきます。以上、昨年12月からの議会定例会からこれまでの主な教育行政に係る報告とさせていただきます。

高山議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、議案第1号、教育長の任命についてを議題とします。本議案については、同意案件でありますので、松田教育長はご退席をお願いいたします。提出者、町長からの説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、教育長の任命について、説明をさせていただきます。平取町教育委員会教育長に次の方を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任命する方は、住所、沙流郡平取町本町117番地4、氏名、松田拓美氏でございます。生年月日、昭和36年7月22日、63歳でございます。次のページをお開きください。経歴、概略は以下のとおりでございますけれども、昭和61年3月、神奈川大学経済学部卒業後、昭和63年4月、北海道教育委員会に採用され、昭和63年4月に三石町立三石中学校の教諭として着任をいたしまして、平成16年4月、日高町立日高中学校の教頭、平成19年4月には、平取町立平取中学校の教頭、そして平成24年、新冠町立朝日小学校に校長として着任し、平成28年には、振内中学校の校長としても3年間勤務をされております。令和4年3月、新冠町立新冠中学校の校長を最後に、定年退職をされ、その4月から日高町地域住民課付で、日高児童仲良しクラブの支援員を務められております。令和5年4月からは、平取町教育委員会教育長として任命をさせていただいております。松田氏は教育全般、とりわけ学校教育の現状等にも精通され、すぐれた見識と熱意、さらに公正に物事を判断する感覚を持ち、この2年間、平取高等学校の魅力化、学校の適正配置や、良好な教育環境の確保を初めとする、当町の教育各施策の推進にあたり、そのキャリアを生かし、真摯に取り組んでいただいております。その姿勢を高く評価できるものでありまして、さらに少子化が進み、教育の現場で生ずる地域課題解決のために、教育長としても培った経験を生かし、さらに力を発揮していただけるものと確信をしているところでありますので、再びの任命について議会の同意をいただきたいと思います。以上説明です。よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第1号、教育長の任命については、提案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで松田教育長より発言を求められていますので、これを許します。松田教育長。

教育長

ただいま教育長を拝命いたしました。重責ではありますが、平取町の全ての子どもたちが安心、安全に通える学校づくり、また、町民の皆さんが生涯にわたって学び、豊かな生活を送れるよう、全力で尽くしてまいりますので、これまで同様、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

高山議長

それでは、日程第6、議案第2号、平取町多目的機能型施設設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

議案第2号、平取町多目的機能型施設設置条例についてご説明いたします。4ページをご覧ください。趣旨、第1条ですが、この条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとしています。目的、第2条ですが、アイヌ文化の学びの場としての利活用及び地域住民との交流の場の促進を図ることを目的としています。名称及び位置、第3条ですが、名称は平取町多目的機能型施設、位置は平取町字二風谷66番地11であります。施設区分、第4条ですが、センター棟、シングルルーム棟、ツインルーム棟になっております。第5条、定義ですが、この条例において使用する用語の意義は次の各号に掲げるところによります。(1)短期利用者は10日未満の宿泊者のことを言う。(2)長期利用者はアイヌ文化の研究または、研修生で10日間以上の宿泊者のことを言うことにしています。第6条から9条までは記載のとおりですとお読み取りください。第10条、指定管理者による管理ですが、地方自治法第244条の2第3項に定めるところにより、町長が指定するものに施設の全部又は一部の管理を行わせることができるとしています。第11条では指定管理者が行う業務を定めております。第13条、利用料金ですが、別表に定める料金の範囲内で指定管理者が定めることにしています。上限、下限額は、表のとおりので記載になっておりますのでご覧ください。施行日については、令和7年4月1日からと考えております。以上、平取町多目的機能型施設設置条例につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番

	崎廣議員。
6 番 崎廣議員	第 5 条の定義の部分でありますけれども、短期利用者と長期利用者という定義になっております。常任委員会でも説明がありました。ただ、当初の常任委員会ではアイヌ文化に関係する方を宿泊させるんだという説明だったと思います。地元業者に対してもその旨を説明し、了解を得たということでありました。この条文からいくと短期利用者は、全くフリーになるという形になりますので、当初の説明、地元業者に対する説明と変わってくるのではないかと思いますけれども、その辺についてご説明をお願いいたします。
高山議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	まず、短期利用者に限っては、指定管理者のこれからの協定の中で整理をしていくわけなんです。冬期間に限って、冬期間というのは 11 月から 3 月を予定してありますが、に限っては、1 週間以内の申し込みに限り一般のお客様も宿泊できるということで進めたいということで考えております。先ほど崎廣議員からのお話がありましたけど、一応宿泊の現在、経営を営んでいるところにも、ご説明はしておりますが、アイヌ文化の利用者に限るということ、話はしておりますが、冬期間については、そういう一般のお客様も入れるということで説明していますので、そのような形で進めたいということで、その内容については、指定管理者の協定の中で決めていくということで、民間の方々にもそういう説明をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。
高山議長	6 番崎廣議員。
6 番 崎廣議員	指定管理者との協定の中で整理をしたいということだったんですけども、条例ですから、条例では、短期利用者は 10 日未満ということでフリーになっています。その下にある、指定管理者との協定だとか、そういうところで、そこを変えていくということは、条例を読む、条例の読み方というか、法の執行の段階で、そういうことでいいんですかね。条例には、フリーですよと書いてあるけれどもその下の協定のところでは、ノーというようなことは、一般的にはそれは、許されないんじゃないかなと思うんですけども、法性執務の答弁をお願いします。
高山議長	総務課長。
総務課長	条例に書かれているところでそれ以外の利用をしたいというときには町長が特別に定めるとか、別に定めるといった規定を設けておくべきかと思います。そ

の中で今回のケースは別に定めるものとして、後にいろんな担当者が担当しても、引き継がれるようにしておくべきかと考えております。

高山議長

6 番 崎廣議員。

6 番
崎廣議員

すみません、よく分からなかったんですけども、3つ目ですんでこれで終わりますけど、後々一般住民から訴訟を起こされないように、きちんと整理をお願いしたいと思います。以上です。

高山議長

ほか質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

それでは、質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第2号、平取町多目的機能型施設設置条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号、平取町開拓財産資料館条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。文化財課長。

文化財課
長

それでは説明いたします。議案8ページ目の議案第3号、平取町開拓財産資料館条例の制定について説明いたします。議案9ページ目をお開きください。この施設につきましては、実際は平取町開拓財産展示施設という愛称で運営しておりますけども、条例上は平取町開拓財産資料館ということで整理してまいります。条例制定の経緯ですが、旧荷負小学校の利活用については平成23年3月31日の荷負小学校の閉校後、継続的に地域と協議、検討してまいりました。平取町の開拓財産につきましては、平成26年及び平成27年の町議会におきまして一般質問を受けておりまして、その後、平成27年7月開催の平成27年度第1回平取町総合教育会議、平成28年9月開催の開拓財産管理手法等の協議などで検討されております。結果、平成29年度の早い時期から、旧荷負小学校に開拓財産を移設して、平成30年4月から本格的に展示及び開館する予定が立てられました。その後の準備期間を経て、令和元年5月から一般公開が開始されまして、それ以後、毎年5月から11月に開館しております。平成6年度に学校施設の転用に係る財産処分を文部科学大臣に申請しまして、受理されたことに伴い、平取町開拓財産資料館条例を制定するものです。平取町の開拓財産につきましては、主に平取町の開拓期に使われた農林業、生活全般、学校等に関する近現代の資料でありまして、当時の暮らしぶりを伝え残すこと

を目的として、地域住民から寄附を受けて保管されております。平取町の開拓につきましましては、明治2年の開拓使の設置以降、昭和50年の平取町開拓農業協同組合の解散までの時期を基準としますが、必要に応じて、昭和50年以後の生活道具も地域にとって大事な財産と評価して保護に努めております。条例につきましましては第1条から第8条までございます。第1条では、資料館を設置する目的について明記しておりまして、第2条以下、名称及び位置、管理者、職員、観覧料、入館の制限、損害賠償、規則への委任について定めていくものです。そのうち、第8条の規則への委任につきましましては、本条例制定後に、条例規則を定めまして、教育委員会内で諮っていくこととします。以上、平取町開拓財産資料館条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第3号、平取町開拓財産資料館条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第4号、平取町スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習
課長

議案第4号、平取町スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例につきましましてご説明申し上げます。まず旧荷負小学校につきましましては、学校が閉校となった後、校舎部分につきましましては開拓財産展示施設として利用しておりまして、体育館部分につきましましては荷負地区のスポーツクラブやスポーツ少年団などが利用しているところでございます。旧荷負小学校につきましまして、今年度学校施設の転用に係る財産処分を文科省に対し申請を行いまして、受理されましたので、旧荷負小学校の体育館部分につきましましては平取町スポーツ施設として利用するため、平取町スポーツ施設に関する条例の一部を改正するものでございます。それでは議案の説明をさせていただきますので、議案の12ページ、新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。右側が現行の条例、左側が改正後の条例となっております。左側の下段の表になります、別記のスポーツ施設一覧表の1番下の段に、旧荷負小学校体育館と、平取町字荷負77番地3を追加しまして、第5条の使用許可の条文に、第2項としまして、旧荷負小学校体育館の使用は平取町民に限るを追加するものでございます。こちらの平取町民に限るとしたのは、旧荷負小学校体育館には監視員を配置しておりませ

るので、物品の破損や損失、施設の損壊等が起きた場合に、対応が煩雑になることを避けるため、今回、平取町民限定とさせていただいたところでございます。議案の11ページのほうに戻っていただきまして、1番下の行になりますけれども、附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。以上で平取町スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番松澤議員。

3番松澤議員 11ページの5条の、今説明ありましたけども、理由はわかりましたけど、使用は平取町民に限るっていう、あるんですけども、これは、使用する人は平取町民しか使えない、住民票があるといいますか、使えないってことでしょうか。それとも、例えば今でしたらいろんなスポーツ団体がもし使う場合に、人数が少なくて隣町の人と合同で何かスポーツをやっていると、そういう場合にもその人たちは使えないということにこの文章だと読み取れてしまうんですけど、そういうことでしょうか。

高山議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今、ご質問にあった件ですけれども、例えば少年団の中で、例えば日高町の子ですとか平取町の子が一緒になった少年団等あるかと思えますけれども、そういった場合に利用する団体の代表者ですとか、責任者が平取町の町民であれば、そこは使用の許可を出したいというふうに考えております。以上です。

高山議長 3番松澤議員。

3番松澤議員 ちょっと話、ちょっと似ちゃうんですけど、条例ではそう書いてあるけども、ほかの部分には何かそういうことを明記したものがほかに付くっていうことでしょうか。附則っていいですか。規約っていいですか。

高山議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現在まだこの旧荷負小学校体育館についての別の規約等は設けておりませんけれども、今後必要が生じた場合はそういった要綱ですとか、そういったものを作成したいと考えております。

高山議長 ほか。6番崎廣議員。

6 番 崎廣議員	同じく 5 条の部分であります。町の施設で町民限定利用だとか、いわゆる制限条例を設けるのは私はいかなものかなと思います。管理人がいないということなんですけども、生活館なんかは自治会だとか町内会に委託をして管理人がなく使ってるわけでありますから、それで町民に限定するなんていうところはないです。以前私が市町村合併が国によって推し進められたときに、北海学園大学の横山純一先生と議論したことがあります。横山先生はその当時、合併の必要性について、市町村間において、隣町の公共施設が使えないんだ、体育館や図書館は隣の町の施設は使えないんだっていうことを、堂々と張りました。私はそんなことはありませんよって言ったんですけど、いや北海道はそういうふうに言ってるから間違いないんだってすごい勘違いをしたんですけども、その勘違いをこれ、もう実行するような形になるんだと思うんですよ。そこで、平取町が抱えている施設条例で、平取町民に限るというふうに制限条例を設けている施設があるのであれば教えていただきたいと思います。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	私が調べたところでは、施設でほかに平取町民に限るというふうに限定している条例はなかったというふうに認識しております。ただ条例ではないんですけども規則の中では、やはり学校開放に係る規則の中では、平取町民、平取町に勤務している方、あるいは、学生に限るというような文言が入った記載がございます。以上です。
高山議長	6 番崎廣議員。
6 番 崎廣議員	だから、条例では、下ではっていう、条例とその下の規則の関係だと思うんですけども、わざわざ条例で平取町民に限るっていうふうに謳う必要はなかったんでないかなと思いますけど、これ以上言っても押し問答ですんで私はそう思います。
高山議長	5 番金谷議員。
5 番 金谷議員	これ、平取町民に限るということで、この何ていうですか、施設では、規則ではあるけどもっていうことで、今まで大学の合宿とかで平取町にずっと毎年のように来てた事例があるんですよ。その時には、理事者とか教育長にお願いして使わせてもらったんですけども。結局、その体育館についてはですね、合宿、テニスなんですけども、旭川医大のテニス部が大体 50 名ぐらい今まで来てたんですが、宿泊は二風谷温泉、それで、管理棟、最初は管理棟を使ったんですけども、管理棟は今、温泉のほうで寮ということであれしてて、今は温泉のバンガローに、あれした、泊まってるんですけども、そういうふうな形の中

でですね、やはりそういうもの自体もやはり、先ほども、崎廣議員もそれから松澤議員も言うておりましたけども、その辺についてはやはり限定をしないでですね、そしてあれですよ、課長の説明であれば、代表者が町民であれば貸せるよってということなんですけども、その辺はもうちょっと大きな形の解釈でやっていただければな。そしてやはり、我々はやはり、平取町の町を知ってもらうためにもですね、そういうふうな形の中で、いろいろと声かけをしながらしておりますんで、その辺はもうちょっと柔軟性を持った形の中で対応していただければなというふうに思うんですが、それについてちょっとご答弁をお願いします。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

合宿等でのというご質問だったと思いますけれども、合宿する際にも恐らく平取町でその合宿を引き受けるという方がいらっしゃると思いますので、そちらの方と協議をしながら、その方に申し込みをしていただくですとか、そういった形で運用させていただくということは可能かというふうに考えております。

高山議長

5 番金谷議員。

5 番
金谷議員

体育館ばかりじゃなくてですね、グラウンドをもう最近はですね、スポーツ少年団の、札幌から合宿だとか、それとか平取出身の高校生の硬式野球の練習等で利用しておりましたよね。だからそういうふうな形の中でトータル的にそういうふうな形の中で柔軟性を持ってですね、先ほど課長のほうで答弁をいただいたんですけども、その中に入ってる平取町民の方がそういうふうな申し込みをすればいいっていうふうなことでよろしいんですね。その辺ちょっともう一度答弁お願いしたいんですが。

高山議長

生涯学習課長。

生涯学習
課長

そうですね、きちんと申し込みの段階でこちらのほうで、いろいろ審査というか、書類の整備はさせていただきますけれども、それで、きちんと町内の方が責任をとれるというような形で申し込みをされた場合については、許可ができるようにというふうに考えております。あとグラウンド等については、特に町民限定というふうにはしておりませんので、グラウンドは町外の方でも使えるというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

高山議長

8 番千葉議員。

8 番

先ほど様々な意見、使用に対して町民限るという文言に、いろんな意見出てる

千葉議員	わけなんですけど、私は基本的にスポーツ施設っていう位置づけであれば、やはり開かれた施設であるのは当然かなというふうに思っております。ですから5条に加えてくるこの文言は私は必要ないんでないのかなと思っています。基本的にはですね、管理の関係で、例えば物が何か壊されたとか何とかっていうことを懸念してるようなんですけども、町外の人を仮にですよ、この施設を利用する場合は何日間かやっぱり余裕を持って申し込みが来ると思うんですよ。で、団体名がはっきりし、責任者がはっきりしてる以上は、私は基本的には町民に限らずどこの自治体から来てもですね、使えるような施設であるべきだというふうに思っています。それと当日、例えば利用する形の中で管理の関係があるとなれば、やはり荷負の自治会とか行政側からだけでなく、誰かやっぱり管理を、当日してくれる人もですね、やはり前向きであれば探すことも可能かなというふうに思っていますので、あまりこの文言に絞ってですね、町民に限るという言葉は、私は釘を刺して載つける必要性はないのかなというふうに思っていますけど、もう一度その辺のことを伺っておきたいと思います。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習課長	現在旧荷負小学校の体育館につきましては、荷負の自治会のほうに管理委託をして業務を行っていただいているところですが、荷負自治会のほうに確認をしたところ、鍵の開け閉めですとか、使用後の体育館の確認等は実施してるんですけれども、やはり管理人を付けるまでの業務はなかなか難しいというような回答をいただいております、そういったことも考慮して、今回この文言を付けさせていただいたところでございます。よろしくお願いします。
高山議長	ほか。2番中川議員。
2番中川議員	一つ確認しておきたいことがあります。この名称なんですけども、旧荷負小学校体育館というふうな名前になっていますけども、先ほどの第3号議案ではちゃんと平取町開拓財産資料館という名前付いてるんですけど、当分この名前でいくのか、ちょっとそこら辺のところ確認だけしておきたいと思います。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習課長	これまでも旧荷負小学校体育館ということで、利用団体からの利用はそのような形で行っておりますので、一番分かりやすい名前かなということで今回そのままの名称で記載させていただいたところでございます。よろしくお願いします。
高山議長	2番中川議員。

2 番 中川議員	せっかくこういうふうに体育館の施設になったということであれば、当然この旧小学校なんて、私は要らないと思うんですけどもね。できればこの外して、荷負体育館でいいのかなというふうに思うんですけども。当分この名前でいくという考えであれば仕方ないということもありますけども、できれば考え直すという方向性でこれから考えていってもらいたいなというふうに思っております。
高山議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	次回、またスポーツ施設に関する条例の一部改正等を行う必要が生じた場合には、その辺のことを検討しながら改正のほう進めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。
高山議長	ほか質疑ありませんか。 （質疑なしの声） それでは質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （反対討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。したがって、日程第 8、議案第 4 号、平取町スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。日程第 9、議案第 5 号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。
税務課長	議案第 5 号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本条例改正の提案につきまして、地方自治法第 96 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。改正の理由につきましては、国民健康保険税は令和 12 年度の全道統一化に向けて 2 年ごとに税率の見直しを行っており、令和 7 年度が改定の年であるため、改正を行うこととあわせまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が 2 月 7 日に公布され、その内容は賦課限度額の引き上げと賦課額の 5 割と 2 割の軽減判定に用いる加算額の改正が行われたことによって、町条例においても該当する部分を改正するものでございます。議案の 14 ページが改正条文となりますけれども、改正部分につきましては、16 ページの新旧対照表により説明させていただきたいと思います。16 ページをご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条例文、左側が改正案となっておりまして、まず上から第 2 条第 2 項の改正になりますが、基礎課税額の賦課限度額を 65 万円から 66 万円に引き上げ、その下、

第3項では、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を24万円から26万円に改正いたします。次に第3条では、基礎課税額の所得割額の税率を100分の8.5から100分の8.9に改正いたします。次にその下、第4条では、基礎課税額の1人につきかかる均等割額を2万500円から2万1,500円に改正いたします。次、17ページ目に移りまして、第4条の2では、基礎課税額の世帯別平等割額について、第1号の特定及び特定継続世帯以外を、2万6,000円から2万6,500円に、その下、第2号の特定世帯を1万3,000円から1万3,250円に、その下、第3号の特定継続世帯を1万9,500円から1万9,875円に改正いたします。次に第5条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割の税率を100分の2.6から100分の2.7に改正いたします。次に第6条では、後期高齢者支援金等課税額の1人につきかかる均等割額を6,000円から6,500円に改正いたします。次に18ページ目に移りまして、第6条の2は、後期高齢者支援金等課税額の平等割額について、(1)の第1号では、特定または特定継続世帯以外を7,000円から7,500円に、第2号では、特定世帯を3,500円から3,750円に、第3号では、特定継続世帯を5,250円から5,625円に改正します。次に第7条では、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の税率を100分の1.5から100分の1.6に改正します。次に第8条では、介護納付金課税被保険者に係る均等割額を8,500円から9,500円に改正いたします。次に第22条では、保険税を減額する前の賦課限度額について、先ほどの第2条の改正と同じく、基礎課税額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額を、24万円から26万円に改正いたします。次に19ページ目をご覧ください。第1号のアの部分でございます。基礎課税額の均等割額から7割軽減する額になりますけれども、こちらを1万4,350円から1万5,050円に改正します。次にイ、基礎課税額の平等割額から7割軽減する額になりますが、(ア)の特定及び特定継続世帯以外を1万8,200円から1万8,550円に、(イ)の特定世帯を9,100円から9,275円に、(ウ)の特定継続世帯を1万3,650円から1万3,912円に改正いたします。次にウは、後期高齢者支援金等課税額の1人につきかかる均等割額の7割軽減する額を4,200円から4,550円に改正します。その下、エは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額から7割軽減する額になりますけれども、(ア)の特定及び特定継続世帯以外を4,900円から5,250円に、(イ)の特定世帯を2,450円から2,625円に、(ウ)の特定継続世帯を3,675円から3,937円に改正いたします。次にオは、介護納付金課税被保険者の1人につき均等割額の7割軽減する額になりますけれども、20ページ目に移りまして、20ページ目の頭のほうになりますけれども、5,950円から6,650円に改正いたします。次にこの20ページ目の3行目からの第2号になります。こちらは保険税5割軽減の条項になりますけれども、まず所得判定に用いる世帯員1人につき加算する額になりますけれども、こちら29万5,000円から

30万5,000円に改正します。その次のアは、基礎課税額の均等割額から5割軽減する額になりますけれども、こちらを1万250円から1万750円に改正します。次にイは、基礎課税額の平等割額から5割軽減する額として、（ア）の特定及び特定継続世帯以外を1万3,000円から1万3,250円に、（イ）特定世帯を6,500円から6,625円に、（ウ）特定継続世帯を9,700円から9,937円に改正いたします。次にウは、後期高齢者支援金等課税額の1人につき均等割額の5割軽減する額になりますけれども、3,000円から3,250円に改正します。その下、エ、後期高齢者支援金等課税額の平等割額から5割軽減する額になりますけれども、（ア）特定及び特定継続世帯以外を3,500円から3,750円に、（イ）特定世帯を1,750円から1,875円に、（ウ）特定継続世帯を2,625円から2,812円に改正いたします。次にその下オは、介護納付金課税被保険者1人につき均等割額の5割を軽減する額ですけれども、こちらは4,250円から4,750円に改正します。次に21ページ目をご覧ください。（3）の第3号の部分でございます。ここからは保険税2割軽減の条項になります。所得判定に用いる世帯員1人につき加算する額、こちらの54万5,000円を56万円に改正します。その下、ア、基礎課税額の均等割額から2割軽減する額、こちらを4,100円から4,300円に改正します。次にイは、基礎課税額の平等割額から2割軽減する額として、（ア）特定及び特定継続世帯以外を5,200円から5,300円に、（イ）特定世帯を2,600円から2,650円に、（ウ）特定継続世帯を3,900円から3,975円に改正いたします。次にその下、ウは後期高齢者支援金等課税額の1人につき均等割額の2割を軽減する額になりますけれども、こちらを1,200円から1,300円に改正します。次にエは、後期高齢者支援金等課税額の平等割額から2割軽減する額のうち、（ア）特定及び特定継続世帯以外を1,400円から1,500円に、（イ）特定世帯を700円から750円に、（ウ）特定継続世帯を1,050円から1,125円に改正いたします。次にオ、介護納付金課税被保険者の1人につき均等割額を2割を軽減する額になりますけれども1,700円から1,900円に改正いたします。次に下2行の第2項から未就学児に対する軽減の条項になりますけれども、こちらは22ページ目をご覧ください。22ページ目の（1）となっている第1号の部分でございます。基礎課税額の均等割額から、アの7割軽減負担になります。こちらは3,075円から3,225円に、イの5割軽減については、5,125円から5,375円に、ウの2割軽減は8,200円から8,600円に、それ以外の世帯については1万250円から1万750円に改定いたします。次にその下（2）の第2号の部分でございます。後期高齢者支援金等課税額の均等割額から、まずアの7割軽減の部分でございますけれども、こちらは900円から975円に、イの5割軽減の部分は1,500円から1,625円に、ウの2割負担軽減の部分は2400円から2600円に、それ以外の世帯は3,000円から3,250円に改定します。次に第3項第1号で

すが、こちらは23ページ目をご覧ください。この条項と次の第25条、こちらの下線部分になりますけれども、こちらにつきましては条例が参照する規則もしくは法律の番号、それと附則についての表題に記述漏れがあったため、今回の改正に合わせて追記するものでございまして、条例の内容や趣旨に変更または影響はございません。それでは議案のほうは15ページ目に戻りまして附則のほうをご覧ください。附則では施行期日と適用区分を定めてございます。まず第1項、この条例は令和7年4月1日から施行いたします。第2項この条例による改正後の平取町国民健康保険税の規定は、令和7年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしてございます。以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第5号、平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第10、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明をお願いします。総務課長。

総務課長

24ページからの議案第6号についてご説明申し上げます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案をさせていただきます。改正の理由につきましては、新旧対照表をご覧くださいながらご説明させていただきたいと思いますので26ページをお開きください。産業医の報酬については、これまで月額3万円として定めておりますが、産業医の対象職員については令和5年度までは町の職員のみでありましたが、令和6年度より教職員74名も追加して対象としたこと、また平成28年度よりストレスチェックに関する業務を加えてきましたが、報酬額はそのまま据え置いてきたことにより、現在、相場よりも低い報酬額となっております。そのため産業医との協議により、段階的に引き上げを行っていくこととさせていただきたいと考えております。なお、対象人数350人、労働安全衛生委員会の開催を月1回程度として前提として考えたとき、この度、月額6万円へ改正し、今後においても継続して協議しつつ、適正な報酬額を設定することとさせていただきたいと考えております。なお、この条例の施行日は令和7年4月1日

としております。以上、議案第 6 号のご説明とさせていただきますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第 10、議案第 6 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11、議案第 7 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

27 ページからの議案第 7 号についてご説明申し上げます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。改正の理由については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が令和 6 年 5 月に改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、改正提案をさせていただくものです。改正内容については新旧対照表でご説明させていただきたいと思いますので、30 ページをお開きください。第 7 条の 4、第 2 項については、臨時または緊急の場合の時間外勤務に関しての規定となりますが、現行では 3 歳未満の子のある職員に対し、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除き、子を持つ職員から時間外勤務制限の請求があった場合には時間外勤務をさせてはならないとの規定となりますが、3 歳に満たない子の文言を小学校就学の始期に達するまでの子へと拡大されたものです。第 4 項は、ただいまご説明した第 1 項と第 2 項の規定を家族等の介護を要する職員にも適用する趣旨の条文となりますが、第 4 項中段の下線の部分は第 2 項の改正を受けての文言の修正、下段から 5 行目の下線の部分は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難という表現を、公務の運営に支障があると読み替えるものです。第 14 条は、職員の 1 親等以内の親族を配偶者等と表現することを記載し、第 14 条の 3 は職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を行う措置を講じなければならないと規定し、第 2 項は職員が 40 歳に達する年度内にそのことを知らせなければならないとの規定を追加しております。第 14 条の 4 は、仕事と介護の両立支援整備等が円滑に運用されるようにするため、第 1 号で研修を実施すること、次のページとなりますが、

第2号で相談体制を整備すること、第3号で勤務環境整備の措置をとることと規定しております。29ページをお開きください。条例の施行期日に関してですが、施行期日は令和7年4月1日からとし、経過措置の規定は公布の日から、第2条では、本条例の施行期日前であっても、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行う時間外勤務制限の請求を行うことができるとする経過措置を定めるものです。以上、本条例に関するご説明とさせていただきます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めますそれでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、議案第7号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

休憩します。10時50分再開します。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時50分)

高山議長

それでは再開いたします。

日程第12、議案第8号、平取町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第8号、平取町給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思いますので、議案書33ページをお開きください。平取町給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものといたします。こちらにつきましては、令和7年2月5日開催の産業厚生常任委員会でご審議いただきましたけれども、改正の趣旨としまして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されました。こちらにつきましては、令和6年3月定例議会において改正させていただきました所管省庁の改正となります。またそのあと令和6年3月29日に、法律に関連する政令及び省令が公布されたことによりまして、水道法施行令の布設工事監督者の資格及び水道技術者の資格が改正されました。改正の内容としまして、これまで水道に関する実務経験のみを対象としているところを法の趣旨を踏まえまして、資格要件に下水道等に関す

る実務経験を含めるなど改正を行ったもの、また水道整備、管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科、土木課以外の課程の追加や職員の少ない小規模事業者における技術上の実務経験年数の見直しなどを行ったことにより、平取町給水条例の第45条、布設工事監督者の資格、第46条、水道技術者の資格の改定を行うものでございます。34ページ、35ページは改め文となりますので、36ページからの新旧対照表によりご説明申し上げますので、36ページをお開きください。右が現行、左側が改正案で下線を引いた箇所が改正部分となります。改正案を中心にご説明申し上げます。第45条第1号と第2号については水道のみに関する学科の記載を削除し、経験年数を改正したものです。第3号と新たに第4号とした部分において、短期大学の土木科以外の課程を追加し、経験年数を定めたものとなります。現行4号は改正第5号となり、中学校における記載と改正第6号においては高等学校の土木科以外の課程の者に経験年数を定めたものとなります。37ページにまいります。現行第5号は改正7号とし、現行6号は改正8号として、経験年数を記載のとおり変更しています。改正第9号は現行第7号の外国の学校における経験を改正に合わせて整理しております。現行8号は改正10号となり、新たに11号を設け、建設業法施行令に規定する技術者の経験年数を規定したものであります。第46条に移りますけれども、第1号は、水道技術管理者の資格について記載のとおり詳細に規定されたことによる変更となります。第2号は38ページにわたりますが、45条の規定に基づき、学校において修める学科目を課程に改正し、参照する号を整理したのとなります。3号は変わらず、4号は文言と参照する号の整理となりまして、第5号は外国の学校における参照する号と文言の整理となります。新たに第7号、技術士法の規定に基づく経験年数の制定、第8号においては建設業法施行令の規定による経験年数を制定するものでございます。35ページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は令和7年4月1日から施行するものとするものでございます。以上ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、議案第8号、平取町給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第9号、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費

の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第9号、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。39ページをお開きください。まず改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、健康保険の被保険者証が新規発行終了、マイナ保険証を基本とする仕組みが、令和6年12月2日から施行されました。国民健康保険の被保険者証も新規発行終了となるため、被保険者証、組合員証、被保険者、被扶養者たることを証する書類に改めるものです。それでは内容について新旧対照表を用いてご説明させていただきますので、41ページをお開きください。新旧対照表の右側、改正前の第7条、受給者証の提示内、4行目の被保険者証または組合員証を、医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類に改め、同条に、ただし、受給者が受給者証に代えて、マイナンバーカード及びオンライン資格確認端末を用いて、保険医療機関又は保険薬局等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りではないを加えるものとなっております。なお、改正条例の施行日は公布の日からとなります。ご説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めますそれでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第9号、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、議案第10号、平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第10号、平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、42ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、町の利用料及び手数料見直しに伴い改正するもので、別表において定める道路占料金金を北海道が定める料金と同額に改定するものでございます。43ページ、44ページは改め文となります。45ページ

からの新旧対照表でご説明いたしますので、45ページをご覧くださいと思います。右側が現行、左側が改正案で下線を引いた箇所が改正部分となります。記載のとおり、料金が上がる部分でございますけれども、こちら上がる部分が19か所、下がる部分が12か所、変更なしの同額が1か所となっております。なお47ページまでの表の中の訂正箇所数としてご説明申し上げます。なお44ページの最終行におきまして附則として令和7年4月1日から施行するとしております。以上説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めますそれでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第14、議案第10号、平取町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第15、議案第11号、平取町建設機械貸付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案書48ページをご覧くださいと思います。議案第11号、平取町建設機械貸付条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。この条例につきましては、令和2年4月1日から適用してきましたが、今回の料金等の改定の検討におきまして、燃料費の高騰と運転手賃金の改定に合わせまして、料金の見直しを行ったことによる改定でございます。49ページは改め文となりますので、50ページの新旧対照表を用いてご説明を申し上げます。こちら右側が現行、左側が改正案となっております。下線部分が改正箇所となっております。第7条の使用料について3項目とも、下線部分のとおり金額を変更するものでございます。こちらの改定につきましては、稼働に係る経費として、オペレーターの人件費、燃料費、機械損料等を積算積み上げさせていただいた金額から構成させていただいております。49ページの下段のほうに、この附則においては、令和7年4月1日から施行するものとしております。以上、ご説明申し上げますので審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１５、議案第１１号、平取町建設機械貸付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第１６、議案第１２号、平取町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案書５１ページをご覧くださいと思います。議案第１２号、平取町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回、こちらの改正につきましては、先ほどと同様に町の手数料、使用料等の見直しに伴い改定するものであります。条例の別表を１、流水占用料、２、土地占用料、３、土石採取料その他の河川産出物採取料において定める単価を北海道等が定める単価と同額に改正するものでございます。５２ページにつきましては改め文となりますので、５３ページからの新旧対照表でご説明を申し上げます。５３ページをご覧くださいと思います。右側が現行、左側が改正案となっております。下線を引いた部分が改正箇所となります。５３ページの別表の後に第３条関係と、関係条の記載を行っております。この表の題名は１の流水占用料になります。記載のとおり単価が上がる部分が５か所、変更なしが１か所となっております。次に５３ページの後段、中段以降の表になりますけれども、２番の土地占用料となります。記載のとおり単価が下がる部分が３か所、変更なしが８か所となっております。５４ページでございますけれども、こちらは３土石採取料その他の河川産出物採取料になります。記載のとおり単価が上がる部分が７か所、変更なしが１か所となっております。５２ページにお戻りいただきまして、附則において施行年月日を令和７年４月１日からとしております。以上、説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１６、議案第１２号、平取町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第１７、議案第１３号、平取町普通河川管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案書５５ページをご覧くださいと思います。議案第１３号、平取町普通河川管理条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。こちら、先ほどの準用河川と同様、町の手数料、使用料等の見直しに伴い改定するものであります。こちら、１、流水占用料、２、土地占用料、３、土石採取料その他の河川産出物採取料において定める単価を北海道等が定める単価と同額に改定するものでございます。５６ページは改め文となりますので５７ページ以降の新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。５７ページからをご覧ください。右側が現行、左側が改正案で下線を引いた部分が改正箇所となります。５７ページの別表の後に、関係する条の追記を行っております。１番上の表でございすけれども、こちらが１、流水占用料になりますが、記載のとおり単価の上がる部分が５か所、変更なしが１か所となっています。次に５７ページの中段から５８ページ中段ほどがこちら、２番目の土地占用料になります。記載のとおり単価が下がる箇所が９か所、変更なしが８か所となっております。５８ページ中段以降ですけれども、３、土石採取料その他の河川産出物採取料となります。記載のとおり単価が上がる部分が７か所、変更なしが１か所となっております。なおこちらの附則につきましては令和７年４月１日から施行するものとしております。以上、ご説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１７、議案第１３号、平取町普通河川管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第１８、議案第１４号、平取町民公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。

観光商工
課長

議案第１４号、平取町民公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますので、５９ページをお開き願います。今回の条例の一部改正の理由につきましては、行革によります定期的な使用料の見直しにより、社会経済情勢ですとか、近隣の施設利用料を勘案し、一部使用料を見直す改正を行おうとするものでございます。６０ページをお開き願います。ここでは改正する内容を記載しておりますけれども、改正の内容といたしましては、二風谷ファミリーランド及びニセウ・エコランドのキャンプ場、それからパークゴルフ場の使用

料の一部改正と、公園内における営利を目的とした使用料の規定を新たに追加をするものでございます。あわせて条文の整理と文言の修正となっております。第3条から第8条まで別表で定める使用料の料金表の一部改正となります。改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明しますので63ページをお開き願います。この表の右側については現行の条例、左側が改正後でございます。第3条につきましては、見出しに使用の許可を追加しております。これは、条文の内容との整合を図るための文言の追加でございます。次に、第4条第7号のうち、現行の車馬という文言を、車等とし、とめておくという文言を駐車するに改めるものでございます。中段以降の第5条、第6条、第7条それと次のページにまたがります第8条にかけての改正の内容につきましては、今回、新たに営利を目的とした、公園使用に係る使用料の規定を追加することによって、これまでキャンプ場などの一般利用に係る利用料の規定のみでしたけれども、営利目的の使用と一般利用ということで、違う使用料の混在を整理するため、別表と合わせて条文の整合を図るため整理をしたものでございます。このため63ページ中段、第5条につきましては、現行では利用の禁止または制限の条文でしたが、それを第8条としまして、逆に第8条の有料公園施設の規定を第5条に入れ替えたものでございます。第6条につきましては、営利を目的として利用する場合の規定をこれまでの別表第2を別表第3としまして、別表第3に営利目的の使用料の表を追加してございます。64ページをお開きください。現行、別表第2で規定した使用料の表につきましては、別表3として整理し、新たに別表第2として利用料が発生する公園施設の名称に係る表を追加しております。67ページをお開きください。別表第3には、1として、公園の使用に当たり、キッチンカーなどの商業行為や有料の集会などを行う場合の使用料を10平米1日当たり1,000円を上限と定め、新たに追加をしたものでございます。次に別表第3の2につきましては、現行では別表第2として各施設の使用料を定めた表でございますが、今回変更となっている内容についてご説明をいたします。表の(1)二風谷ファミリーランドの表のパークゴルフ場の4行目になります。年間会員の額を、現行の7,000円から8,000円の変更。次に68ページをお開きください。中段の表になります。キャンプ場のテントサイトのオートサイトからバンガローまでの料金について、フリーサイトの変更はございませんが、オートサイト、キャンピングカーサイト、それからバンガロー、5人用、10人用について、全て人数区分をなくして、各500円の増額をしているところでございます。また次のページ、69ページに記載がございますニセウ・エコランドの料金についても、同様の改正でございます。ページを戻りますけれども61ページから62ページにかけまして、ただいまご説明申し上げました改正後の使用料となります別表第2、第3をお示ししているところでございます。62ページの最後に記載してございますが、附則としましてこの条例は令和7年4月1日から施行するとするものとしております。以上、議案第14号のご説明をさせていただきましたので、ご審議の

ほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番四戸議員。

9番

四戸議員

ただいま課長の説明にありましたけれども、パークゴルフ場の使用料について伺いたいと思います。ただいまの説明では年間の会員料金ですね、これが7,000円から8,000円になるということでした。前回の課長の説明では隣の日高町が8,000円であるからそれに合わせたんだってというような話だったと思いますが、そのほかにですね、この年会員の上げた料金ですけども、何か理由がありましたらお聞きしたいと思います。

高山議長

観光商工課長。

観光商工
課長

今回の改正に当たりましては、近隣の施設の利用料も考慮しながら金額の検討をさせていただいたところでございます。日高管内でも各町で年間シーズン券の販売をしておりますけれども、日高町が最も安い8,000円ということで、あと新冠町では町民は8,000円ですけども、町外の方は1万2,300円、また新ひだかでは1万1,750円、えりも町では町民でも1万円、町外者は1万5,000円となっております。近隣施設では隣町でもある日高町の8,000円、相場に合わせるという形で今回年間パスシーズン券の金額を設定させていただいたところでございます。

高山議長

9番四戸議員。

9番

四戸議員

今近隣町村のお話も出ましたけども、実はですね、先日パークゴルフ協会の役員会でこの話が出てきました。話の中で結局、パークゴルフのほかの料金、一般の料金ですね、これが上がらないのに、なぜ年会員だけがという質問が多かったです。特にですね、平取町のパークゴルフの年会員は、協会の人がほとんどを占めております。それでですね、その8,000円に上げるのは悪いとは言っていないですけども、結局一般の料金ですね、これ隣の町の日高町からも、結構大会前から平取にきてパークゴルフの練習に来ております。この用具持参で65歳以上で150円、これは近隣町村はもっと高いんですよ。この辺がね、例えば年会員の人が、いや今度1,000円上がるから150円のほうに、もう年会員にならないっていう人がこの間の役員会の中でも結構出てきています。そういう中で私は皆さんの意見を聞いてたら、150円を上げるのが順当でないかというような意見が多かったですけれども、一般の料金を年会員8,000円にするのは駄目だとは言いませんけども、これを上げていく考え方のほうがいいんじゃないかと思いますけれども、課長はどのように考えておりま

	すか。
高山議長	観光商工課長。
観光商工課長	現在小学生以下と65歳以上の方は、利用の150円と用具代100円となっております。これは現在の大人料金の用具込みが500円ということで、その半額という形の設定としてございます。ご指摘のとおり必ずしも半額ということではなくて、500円以内ということであれば、ということなんですけれども、現在でいくと半額ということの設定ですので250円ということですのでしておりますけれども、500円という金額は近隣の中でも1番高い金額設定となっておりますので、ここはなかなかちょっと上げづらいのかなと思います。その半額の250円という設定になっておりますので必ずしも半額ではなくても構わないのかと思いますので、そこは今後の改正の案の中で検討させていただければというふうに考えます。
高山議長	ほかに質疑ありませんか。6番崎廣議員。
6番崎廣議員	値上げの部分じゃなく、ここのファミリーランドに、ここは恐らく森林組合の委託になってるんだと思うんですけども、町に入ってくる収入と委託料っていうのは、できればそのパークゴルフではいくら、キャンプ場でいくらっていうのをわかればいいんですけど、わからなければ全体でもいいですけども、その収支がどうなっているのか教えていただければと思います。
高山議長	観光商工課長。
観光商工課長	ファミリーランドの収入、全体の収入の合計としましては約600万円となっております。この内訳ですけれども、キャンプ場の収入が一番多く約500万円ほど、それからパークゴルフでは令和6年度でいくと48万8,000円、約50万円ということで、そのほかにバッテリーカーとか20万円ほど収入があったりですとか、テニスの利用ですとか、管理棟での販売収入、鯉の餌だとかそういった収入を合わせて、年間で約600万円となっております。それから支出の関係になるんですけども、委託の部分ですね、令和6年度でいきますと、管理の委託の費用が1,155万円ということになってございます。以上です。
高山議長	ほか質疑ありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 18、議案第 14 号、平取町民公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第 19、議案第 15 号、平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

議案第 15 号、平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案 72 ページ及び 73 ページの新旧対照表をご覧ください。平取町工芸伝承館設置条例の一部を次のように改正するものであります。別表、釜場（苛性ソーダ使用）の使用料 1, 500 円を 3, 000 円に改めるものです。以上、平取町工芸伝承館設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次、討論を行います。反対討論ありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 19、議案第 15 号、平取町アイヌ工芸伝承館設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第 20、議案第 16 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第 16 号を説明の前に私から一言申し上げさせていただきたいと存じます。本件ですけれども、2 月に開催されました総務文教、産業厚生両常任委員会において報告をさせていただいておりますけれども、本来であれば平取町アイヌ工芸伝承館の運営に係る指定管理者との 5 年間の基本協定が終了する昨年 3 月に議会の議決を受けなければならなかったということでございます。この件につきましては、5 年間の基本協定と年度ごとの事業等についての協定の二つに分かれておりまして、年度ごとの協定については取り交わしていたということでしたけれども、5 年間の基本協定について更新手続きがなされていなかったということでございまして、事務手続き上あってはならないものという受け止めでございまして、私の監督不行き届きがこのような事態を生じたと思って

おりまして、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思っております。今後このようなことがないよう指定管理等の協定、契約等に関するチェック機能を強化するような内部の仕組みづくりについて検討させていただきたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。引き続き、担当課長から議案の説明をさせていただきます。

高山議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について説明いたしますので、74ページをお開きください。各常任委員会でもご説明させていただきましたとおり、開設当初から指定管理者につきましては、公募によらない指定を行っておりますので、本来であれば令和6年4月からの指定管理期間となりますが、毎年度年度協定を結んで管理を行っていることから、今回は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間管理を行わせる期間とするものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者に指定するものであります。1、管理を行わせる施設の名称及び所在地ですが、施設の名称は平取町アイヌ工芸伝承館ウレシバ、所在地は平取町字二風谷77番地14でございます。2、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人びらとりウレシバでございます。3、管理を行わせる期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間です。4、選定の理由等ですが、平取町公の施設に係る指定管理者選定委員会にて次のとおり、公募によらない方法をとる理由として評価をいたしました。平取町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条第2号の規定により、当該地域住民の団体が自ら、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるということでございます。以上、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第20、議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決しました。

日程第21、議案第17号、令和6年度平取町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。提案理由の説明を願います。総務課長。

75 ページからの議案第17号、令和6年度平取町一般会計補正予算（第10号）についてご説明させていただきます。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ2,671万7,000円を追加し、予算の総額を76億5,028万4,000円にしようとするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の変更は第2表地方債補正によります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので82ページをお開き願います。上段、2款1項1目一般管理費、11節役務費139万円の追加です。これは10月1日からの郵便料金の改定に伴い、郵送料等、通信運搬費の予算が不足する見込みとなったことから補正しようとするものです。財源は全額一般財源となります。次に下段、2款1項7目支所費、10節需用費190万円の追加です。これは振内支所の浄化槽と接続している排水槽に設置されている水中ポンプが老朽化による故障で機能不全となったことから、ポンプを更新するための費用165万円と加えて、屋内消火栓用非常電源のバッテリーの老朽化により屋内消火栓についても機能不全となったことから、バッテリーの更新を行う費用として25万円、合わせて190万円を補正しようとするものです。財源は全額一般財源となります。83ページをお開きください。上段、3款1項1目社会福祉総務費1,131万円の追加です。19節、扶助費986万6,000円の追加ですが、これは障害福祉サービス等の報酬改定が行われたことにより、扶助費の予算が不足する見込みとなったため補正しようとするものです。27節繰出金144万4,000円の追加です。これは令和6年度課税の国民健康保険税について、低所得者軽減額が当初予算で想定した額より多くなり、これに対する国・道負担金が一般会計の追加歳入となるため、その分を国民健康保険特別会計へ繰り出し、ルールに基づき繰り出すものです。なお国民健康保険特別会計は歳出の不足が見込まれないため、この度の補正予算案の提出はございません。財源は国庫負担金848万円を充当し、一般財源が283万円となります。続いて下段、3款2項1目児童福祉総務費496万2,000円の追加です。これは子ども1人当たりの保育料等の基準となる公定価格が国家公務員給与に準じて設定されておりますが、人事院勧告による給与増額改定がなされたことに伴い、保育給付費等の歳出が不足する見込みとなったことから補正しようとするものです。12節委託料248万3,000円の追加ですが、これは私立保育所へ通う児童の保育委託料の単価増による増額補正となります。19節扶助費247万9,000円の追加ですが、これは認定こども園へ通う児童の保育等給付費の単価増による増額補正です。財源は国庫負担金337万3,000円、一般財源が158万9,000円となります。84ページをお開きください。5款2項2目林業振興費632万8,000円の追加です。これは森林環境譲与税の交付額と事業費の確定に伴う補正です。10節需用費、消耗品費は木育事業消耗品費の執行残46万8,000円の減額です。11節

役務費、手数料は公共施設木質化のための看板設置費の執行残5万円の減額です。14節工事請負費は公共施設木質化工事の執行残349万3,000円と、作業路整備工事の執行残58万円の減額分、合わせて407万3,000円の減額です。15節原材料費について、木育教室における植樹用苗木代について、令和6年度は北海道の事業として実施され、町の負担は生じなかったことから苗木代30万円の減額です。18節負担金、補助及び交付金は森林環境譲与税活用事業補助金の執行残682万6,000円と、林業担い手対策事業補助金の執行残195万5,000円の合計額878万1,000円を減額するものです。24節積立金はただいま申し上げました歳出の減額分と、令和6年度に交付される森林環境譲与税額の確定に伴い追加交付となる譲与税額632万8,000円を合わせた2,000万円を積み立てようとするものです。85ページをお開きください。6款1項2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金82万7,000円の追加です。これは起業化支援対策補助金について、町内で飲食業を新たに開始しようとする方1件への補助金100万円と、現在の予算残額17万3,000円との差引額82万7,000円を補正しようとするものです。財源は地方債90万円を充当し、これに伴い一般財源は7万3,000円の減額となります。歳出については以上です。次に、歳入についてご説明いたしますので、79ページをお開きください。上段、2款3項1目1節森林環境譲与税632万8,000円の追加です。これは令和6年度に交付される森林環境譲与税額が確定したことに伴う追加補正となります。次に下段、10款1項1目1節地方交付税763万6,000円の追加です。これは歳出の補正額から特定財源及び森林環境譲与税を差し引いた一般財源合計額の財源を普通交付税に求めるものです。80ページをお開きください。上段、15款1項1目民生費国庫負担金884万8,000円の追加となりますが、1節社会福祉費負担金で493万3,000円の追加となります。これは歳出社会福祉総務費でご説明いたしました、障害福祉サービス等給付費の2分の1を国が負担するものです。2節児童福祉費負担金は337万3,000円の追加です。これは歳出児童福祉総務費でご説明しました保育所等給付費に対し、国が乳幼児の年齢に応じ、2分の1から5分の3の負担率で負担するものです。4節保険基盤安定費負担金54万2,000円の追加です。これは歳出社会福祉総務費でご説明しました国保税軽減制度により税収が減額となることに対する国の負担金ですが、増加した軽減額の4分の3を国と道で負担することとなりますが、そのうちの国負担分です。続いて下段、16款1項1目民生費道負担金300万5,000円の追加です。1節社会福祉費負担金246万6,000円の追加です。これは障害福祉サービス等給付費の4分の1を道が負担するものです。4節保険基盤安定費負担金53万9,000円の追加です。これは国保税軽減により税収が減額となることに対する道の負担金で、増加した軽減額の一部の4分の3を国と道で負担することとなりますが、そのうちの道負担分です。81ページをお開きください。22款1項4目1節商工債90万円の追加

ですが、これは歳出商工振興費でご説明しました起業化支援対策補助金の財源に過疎債を充当するものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表地方債補正についてご説明させていただきますので77ページをお開きください。地方債の合計額については補正前で6億1,750万円でしたが、このたびの補正により90万円追加となり、補正後の限度額は6億1,840万円となります。86ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので後ほどお読み取り願います。以上、議案第17号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第21、議案第17号、令和6年度一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決しました。

それでは執行方針の前に休憩します。再開は1時からということで、午後から執行方針と教育執行方針ありますので、よろしくお願いいたします。以上で、休憩入ります。

(休憩 午前11時45分)

(再開 午後1時00分)

高山議長

それでは午前に引き続き、午後からの再開いたします。直ちに日程第22、令和7年度平取町町政執行方針及び教育行政執行方針の説明に入ります。はじめに、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

令和7年第3回平取町議会定例会にあたりまして、私の町政執行に関する所信の基本的な方針を明らかにいたします。

昨年7月に皆様のご支援を賜り、平取町長として2期目のスタートを切らせていただきました。1期目は町政運営のテーマを「ゆたかに暮らせるまち、平取町」として各種事業を進めてまいりました。2期目はそれに加えて「平取(みんな)の夢を未来(あした)につなぐ」というテーマを掲げ、町民それぞれの夢を実現できる地域づくりを引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、議会、町民の皆様のご理解、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。出口の见えないウクライナ・中東での戦争、覇権を強めるロシア・中国、そし

てアメリカでのトランプ氏再選など、国家間・各国内でも分断が進み、積み上げてきた秩序が崩れてゆく中、世界経済全体の不確実性がさらに高まる国際情勢となっています。

国内では国民の5人に一人が後期高齢者の超高齢化社会となることで、雇用、医療、福祉や経済などの社会の広い領域に深刻な影響を及ぼす、いわゆる2025年問題が顕著になる時期を迎えることになります。経済では物価高や電気料金、燃油価格の高止まりなどが産業経済活動、国民の生活や公共事業にも影響を与え続けており、今後、中小企業の賃上げ環境の整備などが進み、物価と賃金がともに上昇する経済の好循環を実現できるかが焦点になるものと思われます。

ここからの国家予算の額ですが、今、国会審議中でありますので、多分変更になりますけれども、この時点での数字ということでご承知おきいただければと思います。

令和7年度の国の予算案は、一般会計の総額が過去最大となる115兆5415億円となり、歳入面では、堅調な企業業績などを背景に税収が過去最大の78兆4400億円になると見込まれていますが、不足する財源をまかなうため、国債を新たに28兆6490億円発行する計画です。歳出では、医療や年金などの社会保障費が拡大し、38兆2778億円となるほか、防衛力の強化に伴い防衛関係費は8兆6691億円に増え、いずれも令和6年度の当初予算を上回りました。

さらに、地方交付税交付金は19兆784億円、国債の償還や利払いにあてる国債費は、長期金利の上昇を背景に過去最大の28兆2179億円となります。国債の発行額は、今年度の当初予算と比べ6兆円余り減りますが、財源の4分の1を国債に頼る厳しい財政状況が続く見通しです。

さて、令和7年度平取町各会計予算は、第6次平取町総合計画実施計画を基本とし編成いたしました。一般会計の総額は74億5300万円で令和6年度と比べ11.1%、7億4500万円の増となっております。財源の確保などは、依然として厳しい状況が続きますが、本予算の執行にあたり総合計画でのまちづくりのテーマごとに、次の内容で重点的に取り組んでいく所存です。

第1「豊かな心を育むまちづくり」（教育・文）【町長部局関連分】

【アイヌ文化の振興】

令和6年度を初年度とする二期目の5か年計画「平取町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、計画の主要事業となるイオル再生事業、21世紀アイヌ文化伝承の森プロジェクト事業、大学間連携事業、シシムカ文化大学運営事業などの各種事業も、様々な視点からの検証などによりさらに内容の充実を図り、継続的に取り組むとともに、令和7年度からの新たな事業として、危機言語であるアイヌ語の復興を目的とし、幼少期からのアイヌ語教育を推進する「アイヌ語復興事業」も試行的に取り組んでまいります。

また、令和6年度国の補正予算関連事業としての「多目的機能施設」の整備は、

当町でのニーズが高いアイヌ文化の研究や研修等での滞在環境の向上につながることから、より効果的、適切な管理方法について検討してまいります。

令和7年度は6年ぶりに「平取町二風谷国際先住民族フォーラム」の開催も予定されており、国内外で、ますます注目され関心が高まるアイヌ文化の魅力を積極的に情報発信するとともに、当町のめざす伝承者の育成、伝承に必要な自然素材の確保、各種団体との文化交流促進をウポポイなどとの連携も図りながら、さらに深化した平取町ならではのアイヌ文化の振興、継承を推進してまいります。

また、地域で取り組んできたかわまちづくりの活動が評価され、令和6年度には、北海道で初めて「かわまち大賞」を受賞しております。

これを契機に、国、北海道、関係機関との連携をさらに強化し、アイヌ文化の継承につながる河川敷の活用などを進めてまいります。

【平取高等学校の存続】

平取高等学校は令和6年度から全国募集を始めましたが、6名の入学者数にとどまり、地域連携校として令和7年度の入学者が10名に満たなければ募集停止といった厳しい状況にありました。

地域の高校がなくなることによる地域の衰退が懸念されることから、高校、行政、議会、町民、外部学識経験者等で組織する「平取高校の魅力化を図り存続させる会」での協議などをもとに、入学者の獲得について取り組みを強化した結果、令和7年度の出願状況は、道外、域外からの入学者が昨年度以上に増え、内部進学率も大きく伸びたことで、現在の出願者数は22名となっています。今後も道外、域外からの出願者数の増加と内部進学率の向上をめざし、全国募集を継続するとともに、青少年国際交流事業による海外研修旅行の実施、募集方法の検討や、生徒の受け入れ体制の拡充を図る学生寮の整備など、平取高校の魅力化と存続について平取高校、北海道教育委員会、町教育委員会などとの連携により、取り組みや対応策の強化を図ってまいります。

合わせて、学力向上のための「びらとり義経塾」の運営に関しては、中学生の利用実態等改めて検証し、より効果的な運営方法について検討してまいります。

第2「健康で楽しく暮らせるまちづくり」(保健・医療・介護・福祉)

【保健・健康づくり】

心身ともに健康で毎日を過ごすことは、全ての町民の願いであり、自分らしく生きることの基盤となります。

令和6年度を初年度とする「第1期平取町健康増進計画」では、生活習慣病対策や心の健康対策をはじめとした、7つの項目において基本的な健康施策を定めたものとなっています。

これらの取り組みを重点的に進め、町民の健康増進のための生活の質の改善と、医療費の適正化を同時にめざすこととしております。

健康寿命を延ばす取り組みとしては、各種検診の受診率のさらなる向上をめざします。

また、口腔の健康は全身の健康につながることから、令和7年度は口腔ケアの取り組みを強化するための体制整備を図ります。

これと併せ、健康な体をつくり、健康に生きるための基礎となるのが毎日の食事であるため、「平取町食育推進計画」に沿って、地場産品などをバランスよく食べ、丈夫で健康なからだづくりをめざす食育事業を継続してまいります。

【医療】

平取町国民健康保険病院は、地域の基幹的な公的医療機関として、長年にわたり地域医療の確保に重要な役割をはたしています。

今後も町民の命と健康を守るための病院として、関係機関との連携を強化し、地域が必要とする医療の展開を図ってまいります。

病院経営に関しては、医師を中心とした医療スタッフの努力により令和7年度の医業収益は増額を見込んでおりますが、人件費や物価高の急激な高騰により病院を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。

医師や医療従事者等の継続的な確保の問題はありますが、地域における平取町国民健康保険病院が持つ役割、機能を発揮し、諸課題にも一つ一つ対処してまいります。

今後も「平取町国民健康保険病院経営強化プラン」に沿った、経営の健全化の具体的な方策や様々な角度から検討を行い、持続可能な地域医療を提供できる病院づくりを進めてまいります。

【子育て】

「第2期平取町子ども・子育て支援事業計画」では「平取町の子どもが、健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくり」を目標に、子育て支援について総合的かつ計画的に取り組んでまいりました。

さらに子育ての環境の変化等に対応するため、第3期計画を令和7年度に策定し、新たな施策等を検討してまいります。

子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭の支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生み育てることをめぐる諸課題への対応が求められております。

これに対応するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「教育・保育の量的確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」などに向けた取組を今後も推進するとともに、平取町の次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産み育てることができるような環境づくりに取り組んでまいります。

町立紫雲古津へき地保育所が、園児の減少により令和6年度で閉所することになります。児童数の減少は、民間保育所の経営にも支障をきたす現状を踏まえ、二風谷保育所の存続をはじめ、今後の平取町の保育体制について、関係者との協議のうえ、現実的な方向性を検討してまいります。

【高齢者】

高齢者の健康寿命の延伸を実現し、自立した生活を送ることができるよう、質

の高い保健医療・福祉サービスの提供や、安定した介護保険制度を確立するため、病院、地域包括支援センター、平取町社会福祉協議会や平取福祉会、企業等が相互に連携し、健康づくりや介護予防に取り組める体制の強化、及び支援制度などのさらなる充実を図ってまいります。

2025年問題ともいわれる、さらに進む地域の高齢化を見据え、第9期平取町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「いつまでも共に支え合う地域づくり」を目標とし、町民一人一人の意識の醸成とともに、地域共生社会の構築をめざす各種施策を展開してまいります。

【障がい者】

障がいのある方の意向を的確に反映し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業などの各種サービスを計画的に提供できるよう「第1期障がい者プラン」に基づき推進してまいります。

平取養護学校高等部の卒業生などを含む障がいのある方が、可能な限り地域での自立をめざすことができるよう、就労の場の拡充と住居などの確保のため、令和8年度での本町グループホーム建設に向けて関係団体と協議のうえ、より具体的な整備を検討してまいります。また、令和6年度から実施している障がい者支援施設すずらんのバリアフリー改修を引き続き支援してまいります。

第3 活力を生むまちづくり（産業）

【農業】

平取町の主要作物であるトマトをはじめ、施設野菜の栽培は、昨今の地球温暖化の影響といわれる猛暑や、不安定な社会情勢等の影響で、燃油をはじめとした資材物価等の高騰により、厳しい状況に直面するなかで、令和6年度の販売額がトマトでは41億円、キュウリでは過去最高の3億円を超えています。全国屈指の産地を背景に「びらとりトマト」のブランドは確実に定着してきています。

しかし、生産農家の高齢化や離農、働き手の確保などできないなどの理由により作付面積は減少しており、後継者や新たな担い手、労働力を確保することの重要性が増しています。

令和7年度は新たに2組の新規就農者と「就農チャレンジ農場」での研修生2名、をが抜けております。2名を受け入れることとしており、次の世代を担う人材の育成に取り組んでいくことと合わせ、支援制度の拡充等を検討してまいります。

また、農業の人手不足の解消と農作物の品質向上を図るため、スマート農業を推進してまいります。

トマトと並ぶ平取町ブランドの「びらとり和牛」については、飼料、資材や人件費などの生産経費は依然として高止まりが続き、合わせて、和牛生産にかかる需給動向により消費が低迷していることから、平取町畜産公社を含む畜産農家の経営は、今なお厳しい状況が続いております。

先人が築いてきた「びらとり和牛」のブランドを継承するためにも厳しい時期

を乗り越える持続可能な生産体制づくりについて、畜産公社や関係農家、農協、関係団体との情報共有などにより、様々な視点での検討を進めてまいります。酪農・養豚・軽種馬等の畜産振興についても生産者及び関係団体との協議連携を基本に、平取町としての支援を継続してまいります。

農業生産基盤と農村生活環境の整備を計画的に進めることで、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給、多面的機能の発揮を引き続き図ってまいります。

また、国の畑地化促進事業による水田の畑地化が急速に進むなか、町内各地域の農業将来像となる「地域計画」が策定されました。

今後は計画を基本とした畑地化後の農地の有効活用に向けた流動化や、農業施設の効率的な維持管理など、各地域での農業課題等について地域や関係機関と十分に協議を重ね、対応してまいります。

【林業】

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適切な森林管理を進めると同時に、町有林の循環型経営を確立し事業量の安定を図り、森林施業の基盤である林道の開設や適切な維持管理も継続してまいります。

令和6年度から森林環境税が国税として課税されましたが、納税者に森林環境維持のため必要な財源であることが理解されるよう努めるとともに、今後も森林環境譲与税を活用して民有林の間伐促進、作業路の整備などにより安定した森林整備を推進し、人と木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の推進と町内の公共施設などの木質化による木材利用の促進を継続的に進めてまいります。

森林整備及び木材生産にかかる林業現場では、担い手不足や作業従事者の高齢化率が高くなってきております。

これらの問題を解決するために令和5年度に創設した林業担い手対策事業を継続し人材確保の取り組みを強化してまいります。

また、木質バイオマスの活用を進めるため、地域内での林地残材や未利用材の活用などによる原料供給体制の具体的検討を進め、木質バイオマス燃料での再生可能エネルギーの創出による地域内経済循環型システムのさらなる構築をめざしてまいります。

【商工業】

人口減少、時代の趨勢や消費者の価値観の変化などから、平取町での小売店や飲食店の経営は厳しい現状にあります。

継続可能な経営を支援するため、後継者対策として事業承継支援制度の創設や小規模事業者の借入れに対する新たな利子補給制度を設けるとともに、町内での起業環境の整備や地域の素材を活用した新たな商品開発なども、商工会などと連携し積極的に進めてまいります。

【観光】

観光がもたらす地域の経済効果、雇用の創出やアイヌ文化の振興、定住促進な

どを期待し観光関連事業を進めてまいります。

平取町ならではのアイヌ文化体験などによるアドベンチャーツーリズムなどの提供や、観光資源としてのすずらん群生地、二風谷コタン、びらとり温泉ゆから、義経神社、映画ロケ地、二風谷ファミリーランドやニエウエコランドへの積極的な誘客と合わせ、観光資源の新たな掘り起こしを、観光協会やアイヌ文化振興公社などの関係団体と連携し推進してまいります。

また、昨年6月に「日高山脈襟裳十勝国立公園」が誕生したことから、日高山脈の秀峰、幌尻（ポロシリ）岳を有し、公園エリアにアイヌ語地名や伝説などが数多く残る平取町として、国立公園化というブランドを活用した、来訪者や登山客の誘致を図ってまいります。

ふるさと納税については、平取町の魅力向上と新たな商品開発や特産品のピーアールと販路拡大のため、体制を拡充し、さらなる自主財源の確保に取り組みを強化してまいります。

第4 「快適に暮らせるまちづくり」（生活環境）

【生活基盤】

町民が暮らすうえで基本となる、ライフライン関連施設の適正かつ良好な状況での維持管理をめざしてまいります。

道路、橋梁、河川、水道、生活雑排水施設などのインフラは老朽化が顕著になっています。

また、昨今の施設維持や整備にかかるコストの増高により十分に対応できない状況も懸念されることから、整備の緊急度、優先度を十分考慮しながら長寿命化計画等に基づき、事業コストの低減につながる工法などを検討し、適切な施設整備、維持管理を引き続き図ってまいります。

国や北海道が管理する道路、河川などの整備については、一般国道237号振内地区の拡幅や道道平取静内線の貫気別市街地区間の整備、道道宿志別振内停車場線改良、河川の河道掘削や樋門整備など、町内に多くの整備箇所があることから、引き続き関係機関に早期整備を強く要請してまいります。

高齢者や障がい者のための移動手段の確保については、現在の路線バス、デマンドバス、福祉バスなどはそれぞれの役割をもって運行されている状況ですが、2024年問題等での運転士等の人材確保が厳しい現状などを踏まえ、地域公共交通計画に沿った、より効率的な地域内での交通手段の在り方を関係機関と検討してまいります。

【防災・消防・救急】

近年の地球規模での気候変動を要因とする大雨や、千島・日本海溝で想定される大規模地震等の自然災害に対応できる防災体制のさらなる強化が大きな課題となっています。

これらは「地域防災計画」に基づき関係機関との綿密な連携により、特に当町で発生する可能性が高い大雨洪水には、沙流川平取地区水害タイムラインに則った行動を効果的に実行いたします。そのための町民の防災意識の高揚をめざ

し、各地域での防災訓練も積極的に実施してまいります。

あわせて要援護者支援台帳システムや地域での見守りマップを活用し災害時における高齢者等の保護に迅速に対応してまいります。

消防はさらなる資機材の充実強化、消防団との綿密な連携に努め有事の際の適切な対応を図るとともに、救急体制は各関係機関との連携を強化し、救急隊員のスキルアップを図り、救命率の向上に努めてまいります。

沙流川総合開発事業による2ダムの建設と継続される河道掘削工事などにより、沙流川水域の治水対策をさらに強化されました。

しかし、気候変動による降雨量の増加により洪水発生頻度はさらに高まることも予想されています。これにともない沙流川でも河川整備計画の変更などによる新たな洪水調整への取り組みが始まっています。

流域自治体としても河道掘削やダム湖、事業用地内の維持管理や防災対策の強化、流域のアイヌ文化関連調査の継続等について国への要請、意見反映を行ってまいります。

【住環境】

町内での暮らしや雇用の確保には、住環境の整備が必須の条件となることから、引き続き公営住宅の整備について年次計画で実施してまいります。

令和5年度において策定した「平取町住生活基本計画」において、みどりが丘公営住宅団地の建て替えや、民間共同住宅の建設促進などを含む整備手法など、住宅の配置適正化の検討を進めてまいりました。

それをもとに、令和6年度に策定した「みどりが丘住宅団地整備基本計画」により、整備スケジュールなどを明らかにしてまいります。

あわせて民間の賃貸住宅の増設を進めるための支援制度を継続するとともに、空き家バンクの充実や、空き家活用なども検討し、住宅数の確保を図ってまいります。

また、町内の良好な景観の形成や倒壊による事故防止という観点からも制度の充実を図り、廃屋等の撤去を進めてまいります。

【環境・景観・エネルギー】

令和5年度に策定した「平取町ゼロカーボン推進計画」に沿って、木質をはじめ可能性のあるバイオマスの活用に向けてさらに具体的な検討を進め、域内での脱炭素化に向けて取り組みを進めてまいります。びらとり温泉での木質燃料ボイラーの導入について、民間資金の活用も視野に実現を図ってまいります。

アイヌ文化や農林業を育む自然豊かな平取町らしい景観を将来に継承するため、重要文化的景観の令和7年度内での4次選定に向け取り組みを強化するとともに、昨今、町内での建設ニーズが高い、太陽光発電施設の整備に関わるガイドラインなども随時見直しを図り、景観の保全対策を強化してまいります。

第5 みんなで歩む協働のまちづくり【町民活動・行政活動】

【協働】

平取町自治基本条例の主旨に則し、町民への情報共有と住民参加により、町政

を運営してまいります。

人口減少や高齢化により、地域の自治会、町内会活動が維持できない状況が懸念されています。各地域での組織の在り方や再編なども視野に、コミュニティの維持継続に向け、自治振興会や関係団体と議論協議し方向性や具体的方策を探ってまいります。

また、町内でも農業をはじめとする産業の現場、福祉、医療など各分野における人材の確保が深刻な状況となっています。

このような状況を鑑み町内の各分野において、地域おこし協力隊、集落支援制度等を活用した外部人材の確保のための取り組みを、関係機関とも連携し進めてまいります。

【行政運営】

多様化、変化する住民ニーズに対応できる役場機能の構築と職員の育成に努めてまいります。そのための研修の強化や他団体との人事交流などを積極的に進めるとともに、DX化による住民サービスの利便性の向上、事務の省力化、議会も含めたペーパーレス化などにも取り組んでまいります。

また、職員採用の手法を再考し、より優れた人材を確保するための取り組みを引き続き検討してまいります。

あわせて、町内の医療や介護、福祉関係施設や保育園等における人材確保が厳しい状況であることから、平取町としても待遇改善等による支援を制度化し必要な人材の確保に努めてまいります。

役場庁舎や消防庁舎、その他改築を考慮しなければならない施設等について、利便性や経済性なども考慮し、効率的な整備を進めるため、それぞれの施設の改築の整備方針とスケジュールなどについて検討してまいります。役場庁舎の建て替えについては基本構想を令和7年度で策定してまいります。

【財政運営】

令和7年度の予算編成においては、人件費、公債費等の義務的経費の増加により投資的経費への充当一般財源が不足するため、基金からの繰入額が増加しており、令和7年度も5億円を超す額の繰入れが予定されています。

特別会計を含む令和6年度末の起債残高は97億円台となる見込みであり、今後、経常経費のさらなる節減と投資的経費での適切かつ慎重な事業選択が必要になっています。

このような厳しい状況下ではありますが、公共事業予算の確保は、地域経済の循環や雇用の確保といった重要な側面もあることから、国や道、関係機関等の制度による特定財源や良質起債の充当などを必須の条件としながら、適正規模の財政運営に努めてまいります。

また、第6次の総合計画が令和7年度最終年度を迎え、新たな総合計画の策定に着手することになりますが、健全財政を維持し、各施策、事務事業への財源的確な配分が今以上に求められるものと考えておりますので、持続可能な財政構造の構築に努力をしてまいります。

以上、これからの町政運営についての各種施策等について、私の考えを述べさせていただきます。

多様化する住民ニーズに限られた財源で最大限の対応を図るため、政策等の選択、施行は極めて厳しいものがありますが、議会、町民の皆様と情報を共有し、様々な課題に向き合いながら解決の手法を探り、この平取町を次の世代に引き継ぐための努力を続ける所存ですので、さらなる支援とお力添えを心よりお願い申し上げ「令和7年度町政執行方針」とさせていただきます。

高山議長

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

それでは、令和7年教育行政執行方針についてご説明いたします。今年度のつくりにつきましては、特に令和7年度に重点的に取り組む項目を絞ったつくりとなっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

はじめに、「平取町の歴史・風土や文化を愛する心豊かな人づくりをめざして」を基本理念とし、豊かな自然と地理的条件のもと、この地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌ民族や先人たちがともに築いた郷土の歴史、文化の理解を深めながら、厳しい社会を生き抜くためのスキルを身につけ、心豊かで責任感を持った人づくりを目指します。

また、人工知能A Iやモノ・インターネットI o TなどI C T技術の高度化や社会のグローバル化、更には予測が困難な社会を生き抜くために、新しい時代の学びと働き方への変革の機会と捉え、誰もが安全で安心な学習機会を得られるよう努めるとともに、地域が持続的に発展できるよう、学校と地域、教育委員会が連携協働しながら課題解決を図り、地域創生の力となる教育行政を進めてまいります。

以下、教育委員会として令和7年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

まず、学力向上に関わってです。全国学力・学習状況調査への参加と町独自で行う標準学力検査の調査結果の分析・検証を速やかに行い、学習活動を「個別最適な学び」と「協働的な学び」の視点から捉え「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む体制づくりを進めてまいります。

また、I C T教育では、G I G Aスクール構想により児童生徒一人一人にタブレットパソコンや高速ネットワークが整備され、クラウド活用やデジタル教科書などの導入が進む中、これらの機器を効果的に活用することが重要となります。教員、児童生徒のスキルの向上と、同時に情報モラルに係る指導も行なってまいります。

また、現在使用しているパソコンは導入から4年が経過するため、今後も教職員と次期パソコンの整備について検討してまいります。

キャリア教育の充実では、自己の目標や生き方に目を向け、職業や進路に係る体験的な活動を行う中で、現在及び将来の学習と自己実現の繋がりを考え、一

人一人の社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることが出来るよう取り組みます。

また、アイヌ文化学習は、平取の重要な財産であり、町の振興発展に欠かせない教育資源でもあるアイヌ文化を、どの地域の児童生徒も深く等しく学べ、郷土の誇りと思うことができる学習機会の提供や環境づくりに努めます。

次に、生徒指導についてです。いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、組織的かつ迅速的な対応に努めてまいります。また、不登校や支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、平取町で採用するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを有効に活用し、児童生徒の心のケア及び教員や保護者の悩みを心理面からサポートし充実させるとともに、学校と関係機関が連携した組織的な支援を進めていきます。

学校給食では、食の大切さを理解させるために、栄養教諭をはじめ給食関係者の衛生意識の向上と管理の徹底を努め、学校給食の安全性の確保を図ります。学校の環境整備については、令和7年度は全小中学校の普通教室に空調設備を強化し、児童生徒が良好な環境で学習できるよう整備してまいります。

次に、部活動の地域移行については、検討委員会を立ち上げ、地域住民への説明会を開催し、教員に代わる協力者を募っているところです。今後、日高町や他町と協力し、拠点校方式の導入など課題解決に向けた協議を行ってまいります。

学校の適正配置については、少子化の進展を背景として、学校の小規模化が進んでおり、学校規模の適正化及び良好な教育環境を確保するため、今後も協議・検討してまいります。

平取高校の魅力化につきましては、平取高校の令和7年度の入学者の出願状況は、昨年の6名から3倍を超える22名となっています。令和6年度は教育委員会・平取高校・びらとり義経塾が連携し、「進学支援とキャリア教育の充実」「生徒の個別ニーズの対応」「青少年国際交流事業の拡大」などを、地元小中学校の生徒・保護者を対象に説明会を開催し、関係機関と連携しながら施策を講じてまいります。

青少年育成活動は、地域社会の一員としての義務や責任を果たすことができる青少年を育成する環境づくりを推進するとともに、生涯学習に対する意識向上を図り、町民一人ひとりが生涯にわたって学習活動を行っていくための学習環境づくりを推進していきます。

高齢者教育においても、高齢者大学などで新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間づくりや異なる世代との交流ができるように努めてまいります。

読書活動は、住民にとって魅力ある蔵書を整備し、生涯にわたる読書習慣の定着を図るため、各種サービスの実施及び充実に努めます。

また、児童生徒の読書活動推進や学校図書館室活動の支援に努め、活動目的を同じとするサークル及びボランティアと深く連携・協力を図ります。

スポーツに関わっては、各種スポーツ行事・教室を開催し、子どもから大人ま

で地域の交流を図る機会の充実を目指します。また、スポーツ指導者には、経験と理論を持っている優れた人材の確保が必要となってきますので、平取町スポーツ連盟等との連携において、競技力の向上及び競技人口の拡大に向けた取り組みと、連盟及び協会、スポーツ少年団等の活動に対して支援を行っていきます。

また、町民体育館をはじめ、老朽化する施設にあたっては、その整備が課題となっておりますので、施設整備を検討するとともに、学校体育館を一般開放し、健康・体力づくり及びコミュニケーションづくりの場として活用を図っていきます。

次に、文化財に関わってです。二風谷アイヌ文化博物館、沙流川歴史館、開拓財産については、常設展示及び特別展の開催など魅力ある運営を目指すとともに、周辺施設と連携協力し見学、体験などの学習機会の場を積極的に設け、来館者対応を進めてまいります。

アイヌ文化伝承活動団体への支援と協力については、アイヌ文化の普及啓発を図るため、平取アイヌ文化保存会をはじめとした伝承活動団体への適切な支援と協力を行い、活動の活性化と伝承者の人材育成に努めるとともに、体験学習の魅力発信に注力します。

有形・無形文化財の保護と活用は、国の登録有形文化財である「旧マンロー邸」や北海道指定有形文化財「二風谷遺跡群出土品」などを適切に保護するとともに、ユネスコ無形文化遺産にも登録されているアイヌ古式舞踊を保護を促進し、地域の文化資源として有効な活用施策を推進します。

さらに、名勝・記念物の保護と活用については、北海道における代表的なアイヌ伝承地である「幌尻岳（ポロシリ）」「オキクルミのチャシ及びムイノカ」の保存及び普及啓発と活用の推進を図るとともに、「すずらん群生地」の保存活用を推進します。

最後に、重要文化的景観の保護と活用。重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川の流域の文化的景観」を保護活用するため、関係機関との連携による施策を推進してまいります。

むすびとなりますが、教育委員会は、町及び関係機関との連携を図り、様々な教育課題に対応し、平取町の未来を担う子どもたちの教育の充実に努めるとともに、生涯にわたり生きがいと心の豊かさを求め、潤いと活気のある地域づくりに寄与する町民を積極的に支援する「生涯学習のまちづくり」を目指してまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力に心からお願い申し上げます、令和7年度教育行政執行方針といたします。

高山議長

以上で、令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終了します。
以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会いたします。明日3月6日は午前9時30分より会議を開きますので、ご参集くださいますよう

よろしくお願いします。本日はご苦労さまでした。

(閉 会 午後 1 時 4 3 分)